

議案第 101 号

松阪市手数料条例の一部改正について

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 9 月 4 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市手数料条例の一部を改正する条例

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 その 1 の表第 6 号中「第 43 条第 1 項ただし書」を「第 43 条第 2 項第 1 号」に、「許可」を「認定」に、「33,000 円」を「27,000 円」に改め、同表第 7 号を次のように改める。

7	法第 43 条第 2 項第 2 号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	33,000 円
---	--	-------------------------	----------

別表第 3 その 1 の表第 9 号を次のように改める。

9	削除
---	----

別表第 3 その 1 の表第 11 号の 2 を削り、同表第 22 号を次のように改める。

22	削除
----	----

別表第 3 その 1 の表第 38 号中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

38 の 2	法第 85 条第 6 項の規定に基づく国際的な規模の会議等に使用する仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	国際的な規模の会議等に使用する仮設興行場等建築許可申請手数料	16 万円
--------	---	--------------------------------	-------

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。